

23 農地を相続した際の手続き

手続きの説明

世田谷区内の農地を所有している方が亡くなられた場合、これを相続した際に届出が必要となります。

申請書等

- ・農地法3条の3（ホームページで取得できます。）

持ち物

- ・案内図（該当箇所に○印をつけてください。） 1部
- ・公図（正本、発行後3か月以内、該当箇所に○印をつけてください。） 1部
- ・土地全部事項証明書（土地登記簿謄本、発行後3か月以内） 1部

（注意）届出者の現住所と土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）の所有者欄の

住所が異なる場合は、現住所までの連続性がわかる書類（住民票、戸籍の附票など）

- ・委任状 1部

（注意）届出者が窓口に来られない場合

（注意）届出者が複数の場合は、その全員分の委任状

受付窓口

- ・世田谷区農業委員会事務局

期 限

- ・農地の権利を取得したことを知った時点から10か月以内に農業委員会に届ける必要があります。

問い合わせ先

- ・世田谷区農業委員会事務局 電話 3 4 1 1 - 6 6 6 0

FAX 3 4 1 1 - 6 6 3 5

（区役所三軒茶屋分庁舎4階：太子堂2-16-7）